

【 投薬 】

１７０ ポビドンヨード含嗽剤及びデカリニウム塩化物の算定について①

《令和６年５月３１日》

○ 取扱い

次の傷病名に対する含嗽剤及びデカリニウム塩化物（ＳＰトローチ）の算定は、原則として認められない。

- (1) 気管支炎
- (2) 肺炎
- (3) 副鼻腔炎
- (4) アレルギー性鼻炎、花粉症

○ 取扱いを作成した根拠等

ポビドンヨード含嗽液（イソジンガーグル液）とデカリニウム塩化物（ＳＰトローチ）の添付文書の効能・効果は、「咽頭炎、扁桃炎、口内炎」であり、口腔内から扁桃に至る部位の炎症に対して使用する。

上記(1)から(4)の傷病名は下気道又は鼻腔に係る疾患であり、含嗽剤及びデカリニウム塩化物の有用性は低いと考えられる。

以上のことから、上記傷病名に対する含嗽剤及びデカリニウム塩化物（ＳＰトローチ）の算定は、原則として認められないと判断した。